

36 浜松塩町の専売圏をめぐる争論

～家康由緒による江戸時代の専売制度～

1 争論の発端

1739（元文4）年、浜松塩町（浜松市中区）の間屋は、敷知郡馬郡村（浜松市西区）を相手取って訴訟を起こした。それは、前年に起きた権之助と藤兵衛（ともに馬郡村の百姓）が絡んだ

2つの事件が原因となっている。権之助の事件は、浜松塩専売用の塩産地である宇布見村の親類からもらった塩を、権之助の息子が他の場所へ持って行く途中、塩町方が取り押さえたものである。また藤兵衛の事件は、彼が伊勢の鳥羽湊で買ってきた安値の塩を、馬郡村で魚の塩漬けに使い、残った塩を浜松塩町の間屋へ払い出そうとしたら、逆に塩町の役人が藤兵衛の蔵に踏み込んだというものである。これらの些細な事件が、大きな争論に発展したのは浜松塩専売の制度および専売圏（史料では、「傍示」内と記される）の問題が絡んでいたからである。

〔史料1〕
一 遠州浜松塩町と同国馬郡村出入、先達て伺いの上相済み、今日裁許申し渡し、左の通り上証文申し付ける
（双方訴訟人の訴状要約と陳情要約は省略）
右出入御吟味遂げられ候処、浜松城主得替の御、先格の由にて塩改役人村々相廻るべき旨、近領の并其節の御代官会田伊右衛門方へ通達これあり、右の趣伊右衛門より、馬郡村を始め三拾式ヶ村相触れ候廻状写、当御代官大草太郎左衛門よりこれを差し出し、其の上享保三戌年、塩町と同国和田村出入御裁許状に塩町より所指の傍示に、天竜川・今切・気賀・金指・井伊谷・二俣山入海辺迄の内は、他村のもの塩売り候儀停止の旨記しこれあり、今般塩町申し立て傍示符合仕り、御国絵図へも御引き合わせ成され候処、絵図面相違なく、馬郡村傍示内相決し候上は、相手方申し立ての趣一向相立ちがたく候、之に依り向後塩町の外、右傍示の内にて塩売買仕るまじく候、尤も塩町よりも猥に高直に売り出すまじく候、若しこの旨相背き、重ねて出入に及び候はば曲事たるべき旨、仰せ渡され畏み奉り候、依て後証として連判一札差し上げ申す所、件の如し
元文四年末十月十三日（差出人＝塩町方、馬郡村 省略）
御評定所
〔内閣文庫史籍叢刊13「祠部職掌類聚」239頁〕

2 塩専売の由来

浜松塩専売とは、浜名湖東岸の宇布見・山崎・篠原村（ともに浜松市西区）で生産される地塩を浜松塩町が独占購入し、一定の専売圏内で独占販売するもので、これを浜松藩が保護する代わりに冥加を取るというしくみになっていた。冥加とは、幕府または藩から営業を公認保護されたことに対する献金の性格をもった税のことである。浜松藩は、塩の他に「魚」と「糶」の商人に対しても、仕入れや製造に関する特権や専売の権利を認めている。これらは、いずれも徳川家康が浜松城主だった頃の逸話に由来を持つ「由緒」をたてに専売権を主張している。塩町は、「御役町」として伝馬役を務めたほか、浜松城内の塩御用を務め、大手門筋の塩市場の支配権を持っていた。そして、塩専売の特権を浜松城主から付与される代わりに、420石分の冥加金を納めていた。

3 専売の範囲をめぐる

前述の争論は、塩の贈答や生業に不可欠な塩の他国からの購入は例外として認められるかどうかという内容であるが、結果は〈史料1〉の通り、塩町方の主張が全面的に認められた。馬郡村の言い分では、「従来村人たちは自由に他国の安塩を購入してきており、専売制度の規制を受けているとは認識していなかった」と言うが、これを機に厳しい統制下に入るのである。また専売の範囲は、1718（享保3）年の裁許状ですでに確認されていたように、「天竜川・今切・気賀・

かなさし いいのや ふたまたやまいり
 金指・井伊谷・二俣山入、海辺まで」
 である。天竜川・遠州灘・浜名湖の水
 際と、北遠山稜の南麓にある谷口集落
 を結んだ自然境界的な範囲といえる。
 しかし、「二俣山入」という曖昧な表
 記が、以後専売の範囲をめぐる新た
 な争論の種となっていく。「二俣周辺
 の山を含めて」という程度の意味か、
 「二俣の奥まで山を分け入って」とい
 う踏み込んだ解釈かで大きく範囲が変
 わるのである〈図1〉。

二俣以北の天竜川西岸地域は幕府の
 直轄領（幕領）であり、1739（元文4）
 年当時は新貝代官所（磐田市新貝）の
 管轄範囲であった。代官所は、北遠幕
 領の村々に対し、「浜松城主の交代の
 度に、無札塩（浜松塩町以外の塩）の
 売買は禁止するというお触れはなかつ
 たか」と尋ねている。北遠からは統一
 した返答は得られなかったが、その後
 は明らかに無札塩の購入が禁止された。
 浜松の塩方役人が、無札塩売買を調査
 するために巡検を始めたのである。

この動きが、二俣から北へ入った天竜川筋だけではなく、井伊
 谷から北の地域にも及んだことが、〈史料2〉からわかる。これは、
 1773（安永2）年に引佐郡伊平村の百姓が無札塩を小売りした
 ため、村役人から浜松塩方役人へ差し出した詫び証文である。村
 役人だけでなく寺院も間に入ることによって、内済（表沙汰にせ
 ずに、内々に処理すること）で処理できたのである。

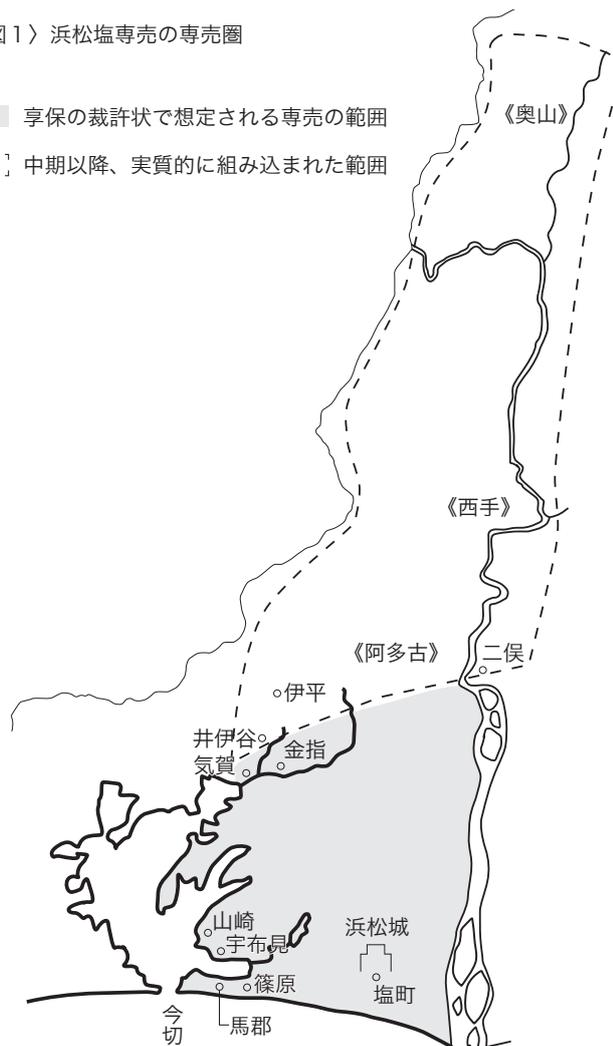
江戸時代の初頭から塩専売が行われていたことは確認できるが、
 その範囲は特定できず、二俣・井伊谷以北については、中期以降
 に専売の範囲に入った可能性が高い。このことは、浜松商人の商
 圏が拡大したことを示すとともに、藩権力を背景に専売の領域を
 維持し、あわよくば拡大しようとする特権商人のしたたかさを表
 しているといえる。

〈参考文献〉

伊平充宏「元文四年遠州馬郡村の塩争論」（国学院大学地方史研究会『史翰』18号）

〈図1〉 浜松塩専売の専売圏

■ 享保の裁許状で想定される専売の範囲
 [---] 中期以降、実質的に組み込まれた範囲



〈史料2〉
 差上げ奉る誤り証文の事
 一 浜松塩町塩商売の儀、御傍示内御定め、塩町の外塩売り売買
 御公儀様前々より御制禁に御座候につき、〔中略〕今度当村小百姓
 作左衛門と申す者、御法度の無札塩居家において小売致し候を御聞
 き及び、去る九日朝、作左衛門宅へ御出、御吟味の上、右作左衛門
 御召し捕え、段々様子御尋ね遊ばされ候所、当八月中旬より小売致
 し候由、塩は何方より相調え候や御尋ね遊ばされ候えは、三州山吉
 田辺にて相調え、夜々自身に持ち送り仕り候由、作左衛門申し口に
 御座候、〔後略〕
 〔静岡県史〕資料編11近世三 869頁